

第35回 農業委員会総会議事録

令和2年5月28日開会

中標津町農業委員会

令和2年5月28日、第35回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
5番	田中	世	一
4番	武田	健	治
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤	田宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波	江信	二
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

附議した案件

- (イ) 議案第197号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第198号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第199号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第200号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ホ) 議案第201号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第202号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ト) 報告第96号 農政委員会開催報告について
- (チ) 議案第203号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
- (リ) 報告第97号 農地委員会開催報告について
- (ヌ) 議案第204号 賃借料情報の提供について
- (ル) 報告第98号 農地法第4条許可書の交付について
- (ヲ) 報告第99号 農地法第5条許可書の交付について
- (ワ) 報告第100号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (カ) 報告第101号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	葛西利光
農地係長	小倉欣也
係	宮崎智佳

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第35回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
12番、赤波江 信二 委員。
14番、小林 亨 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 4月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
4月24日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上です。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第197号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。
(1)から(4)について、内容を事務局から説明願います。
(挙手あり)農地係長。
- 農地係長 上程になりました議案第197号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)から(4)について説明いたします。議案の2ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、解約する土地。字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積59,190㎡の内50,000㎡、利用状況、畑、他1筆、合計、74,841㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成29年4月1日から令和9年3月31日まで。5、合意解約成立の日。令和2年5月15日。6、解約の理由。合意解約。議案の3ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、解約する土地。字俵橋219番、現況地目、面積60,313㎡の内22,060㎡、利用状況、畑、他1筆、合計、48,188㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成29年4月1日から令和9年3月31日まで。5、合意解約成立の日。令和2年5月15日。6、解約の理由。合意解約。
この2件については、議案第201号(1)(2)に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。4ページをお開きください。
(3)1、当事者の住所、氏名。
貸主、愛知県名古屋市〇区〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇。
2、解約する土地。字〇〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積19,361㎡、利用状況、牧草畑。他2筆、合計、41,842㎡。3、利用権の種類。使用借権。4、契約期間。平成29年10月1日から令和9年3月31日まで。5、合意解約成立の日。令和2年5月15日。6、解約の理由。合意解約。
この案件については、議案第201号(8)に関連するもので、使用貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。
(4)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、解約する土地。字豊岡〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 13,910 m²、利用
状況、牧草畑。3、利用権の種類。使用貸借権。4、契約期間。平成 25 年 2 月 1
日から令和 5 年 1 月 31 日まで。5、合意解約成立の日。令和 2 年 5 月 15 日。6、
解約の理由。合意解約。

この案件については、議案第 199 号(4)に関連するもので、使用貸借していた
農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、議案第 198 号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員

中村委員 上程になりました議案第 198 号 「現況証明願いについて」(1)について説明いた
します。7 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇線〇〇北〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇線〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、農地・採草放牧地以
外、面積 41,315 m²の内 2,674 m²、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登
記申請のため。4、見取図は、8 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種
地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和 2 年 4 月 28 日、第 1 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放
牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説

明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第198号(2)について説明いたします。9ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積20,729㎡の内8,256㎡、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、10ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年5月25日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 上程になりました議案第198号(3)について説明いたします。11ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇北〇条東〇丁目〇番、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積501㎡、利用状況、山林原野、他2筆、合計、14,875㎡。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、12ページのとおりです。

当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が牧場ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年5月7日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第198号(4)について説明いたします。13ページをお聞きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町○○○○町○番地○、○○ ○○。

2、土地の表示。字上標津75番5、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積2,637㎡、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、14ページのとおりです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年5月7日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中 洋希委員。

中標委員 上程になりました議案第198号(5)について説明いたします。15ページをお聞きください。

(5) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○番地○、○○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,604㎡、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、16ページのとおりです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年5月7日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第199号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

(1) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第199号(1)について説明いたします。18ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳 農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線西〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,915㎡、利用目的、普通畑、3、許可を受けようとする事由。譲渡人、経営規模を縮小するもの。譲受人、所有権移転を受けて、農業経営を行うもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。1,792,500円。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人。7、見取図については、19ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有していた農地について当事者双方の申し出により所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました議案第199号(2)(3)について説明いたします。20ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積34,888㎡、利用目的、牧草畑。他1筆、合計、73,865㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農地所有適格法人へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年6月1日から令和7年5月31日まで。6、価格。年273,000円。7、資金調達方法。自己資金273,000円。8、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、畑

1,374,776㎡、採草放牧地、140,525㎡、計1,515,301㎡。9、見取図については、21ページのとおりとなっております。所有している農地について、近隣の農地所有適格法人に賃貸借の設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

22ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人。札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事、鈴木 直道。

譲受人。中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

2、土地の表示。字○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積6.36㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、移転の方法、地上権の移転。5、見取図については、23ページのとおりとなっております。この案件につきましては、当事者双方の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。申請地は養老牛から上標津にかかる範囲となり、道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所に設定された地上権を、施設管理者変更のため中標津町へ移転するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第199号(4)について説明いたします。24ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○○、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積18,512㎡、利用目的、牧草畑。他1筆、合計、32,422㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農地所有適格法人へ所有権移転するもの。借主、所有権移転を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。1,473,200円。6、資金調達方法。自己資金1,473,200円。7、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人。8、見取図については、25ページのとおりとなっております。所有している農地について、近隣の農地所有適格法人に所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しない

ため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第200号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。
(1)(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第200号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)(2)について説明いたします。27ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積34,251㎡。他1筆、合計39,445㎡。3、許可期間。令和元年10月25日から永年。4、変更理由。工事作業員の人員不足及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和元年10月25日から令和2年9月25日まで。変更後、転用期間、令和元年10月25日から令和3年3月31日まで。この案件につきましては、令和元年9月26日開催の第27回中標津町農業委員会総会議案第151号(3)で審議されたのち承認され、令和元年11月25日開催の第29回中標津町農業委員会総会報告第81号(2)で許可の報告をしたものです。本件は新型コロナウイルスの影響により、工事作業員の人員不足及び大規模な地盤改良を行うため工事期間延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。

28ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役 〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積37,372㎡、3、許可期間。令和元年10月25日から永年。4、変更理由。工事作業員の人員

不足及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和元年10月25日から令和2年9月25日まで。変更後、転用期間、令和元年10月25日から令和3年3月31日まで。この案件につきましては、令和元年9月26日開催の第27回中標津町農業委員会総会議案第151号(2)で審議されたのち承認され、令和元年11月25日開催の第29回中標津町農業委員会総会報告第81号(2)で許可の報告をしたものです。本件は新型コロナウイルスの影響により、工事作業員の人員不足及び大規模な地盤改良を行うため工事期間延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第201号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(5)、(6)と(7)、(8)、(9)から(14)、(15)と(16)、(17)の6回に分けて審議を致します。

(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第201号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。
議案の30ページをお開きください。なお、(1)(2)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○、○○歳。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積59,190㎡、利用目的、普通畑、他2筆、合計106,819㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格、4,435,000円。

6、資金調達方法。スーパーL資金4,400,000円、自己資金35,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、畑1,081,698㎡、計1,081,698㎡、家畜、牛176頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、31ページのと

おりです。

3 2 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積 25,267 m²、利用目的、普通畑、他 2 筆、合計 57,375 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格、2,940,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金 2,900,000 円、自己資金 40,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者、4 人、畑 908,106 m²、採草放牧地 4,287 計 912,393 m²、家畜、牛 153 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、3 3 ページのとおりです。この 2 件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) (2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3) から (5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 2 0 1 号 (3) から (5) について説明いたします。3 4 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、釧路市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 47,483 m²、利用目的、普通畑、他 3 筆、合計畑 95,239.36 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、期経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格、2,093,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金 2,000,000 円、自己資金 93,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、7 人、農従者、1 人、畑 782,516 m²、採草放牧地、10,760 m²、計 793,276 m²、経営作物、蕎麦。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、3 5 ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

36ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇〇〇号、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 10,194 m²、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、期経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。326,000 円。6、資金調達方法。自己資金 326,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、畑 1,823,542 m²、計 1,823,542 m²、経営作物、馬鈴薯。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、37ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

38ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線西〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 6,485 m²の内 5,400 m²、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年5月29日から令和2年12月31日まで。6、価格。年 171,000 円。7、資金調達方法。自己資金 171,000 円。8、借主の経営状況。世帯員、3人、農従者、1人、畑 183,471 m²、計 183,471 m²、経営作物、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、39ページのとおりです。この案件につきましては、所有者の申し出により、近隣農家と協議の末借主を決定し賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) から (5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、11番高橋委員の退席をお願い致します。

(高橋委員退席)

(6)(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第201号(6)(7)について説明いたします。40ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、牧場、現況、畑、面積3,924㎡の内1,962㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年6月1日から令和4年12月31日まで。6、価格。年7,500円。7、資金調達方法。自己資金7,500円。8、借主の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、畑932,886.86㎡、採草放牧地5,257㎡、計938,143.86㎡、家畜、牛131頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、41ページのとおりです。なお、(7)につきましても貸主が同一でありますので、一括してご説明いたします。

42ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、牧場、現況、畑、面積3,924㎡の内1,962㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年6月1日から令和4年12月31日まで。6、価格。年7,500円。7、資金調達方法。自己資金7,500円。8、借主の経営状況。世帯員、8人、農従者、4人、畑634,412㎡、計634,412㎡、家畜、牛142頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、43ページのとおりです。

この2件につきましては、所有者の申出により、近隣農家と協議のすえ、借主を決定し、賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(高橋委員着席)

高橋委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
(8) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました議案第201号(8)について説明いたします。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、愛知県名古屋市中区〇〇丁目〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,361㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、合計畑41,842㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、期経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,594,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金1,500,000円、自己資金94,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、畑857,242㎡、計857,242㎡、家畜、牛頭235頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、45ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、13番國光委員の退席をお願い致します。

(國光委員退席)

(9) から (14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第201号(9)から(14)について説明いたします。46ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,329 m²の内 42,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年6月1日から令和12年5月31日まで。6、価格。年 1,417,000 円。7、資金調達方法。自己資金 1,417,000 円。8、借主の経営状況。構成員、1人、農従者、2人、家畜、牛 277 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、48ページのとおりです。この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を賃貸借の設定をするものであり、農地の生前一括贈与の納付猶予対象であるため、特定貸付の適用を受けるため、利用集積計画での賃貸するものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

50ページをお開きください。

なお、(10) から (14) は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 92,352 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,850,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、5,800,000 円、自己資金 50,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、畑 882,185 m²、採草放牧地 101,276.46 m²計 983,461.46 m²、家畜、牛 203 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、51ページのとおりです。52ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,092 m²、利用目的、牧草畑、ほか4筆、合計畑 197,416 m²。3、許可を受けようとする事由。譲

渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、13,275,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、13,000,000円、自己資金275,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5人、農従者、3人、畑1,013,330㎡、計1,013,330㎡、家畜、牛283頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、54ページのとおりです。58ページをお開きください

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字○○○○番地、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積17,792㎡、利用目的、牧草畑、ほか8筆、合計畑148,876㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、11,051,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、11,000,000円、自己資金51,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、畑694,553㎡、計694,553㎡、家畜、牛116頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、57ページのとおりです。58ページをお開きください

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町東○条北○○丁目○番地○、○○ ○○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積30,553㎡、利用目的、牧草畑、ほか1筆、合計畑48,113㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,559,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,500,000円、自己資金59,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、畑425,629㎡、計425,629㎡、家畜、牛121頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、59ページのとおりです。60ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積30,542㎡、利用目的、牧草畑、ほか5筆、合計畑149,456㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,358,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、10,300,000円、自己資金58,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、畑1,090,655.08㎡、採草放牧地60㎡、計1,090,715.08㎡、家畜、牛149頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、61ページのとおりです。この5件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借

主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(國光委員着席)

國光委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、1番長谷川委員の退席をお願い致します。

(長谷川委員退席)

(15)(16)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第201号(15)から(16)について説明いたします。
62ページをお開きください。なお、(15)(16)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(15)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,269㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,901,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、6,900,000円、自己資金1,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、畑675,295㎡、採草放牧地1,829㎡、計677,124㎡、家畜、牛104頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、63ページのとおりです。64ページをお開きください。
なお、(16)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(16)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役 〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積72,344㎡、利用目

的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,420,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、4,400,000円、自己資金20,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、畑1,691,090.67㎡、採草放牧地55,610㎡計1,746,700.67㎡、家畜、牛253頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、65ページのとおりです。この2件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)(16)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(長谷川委員着席)

長谷川委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
(17)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

中継委員 上程になりました議案第201号(17)について説明いたします。66ページをお開きください。

(17)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積45,696㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年6月1日から令和5年5月31日まで。6、価格。年68,500円。7、資金調達方法。自己資金68,500円。8、借主の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、畑1,652,818.10

m²、計 1,652,818.10 m²、家畜、牛 972 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、67 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(17) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 8、議案第 202 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 202 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。69 ページをお開きください。令和元年度分といたしまして(株)○○○○○○○○以上 1 件の提出がありました。令和 2 年 4 月 24 日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。日程 9、報告第 96 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 氏家委員長。

氏家委員長 報告第96号「農政委員会開催報告について」、令和2年4月24日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について。このことについて、次のとおり結論を得ております。

協議結果。事務局が作成した原案の内容確認と協議の結果、内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。

以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農政委員会の報告を終わります。

日程10、議案第203号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第203号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」をご説明致します。73ページをご覧ください。農業委員会の適正な事務実施につきましては、農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところであります。毎年、前年の活動点検・評価、及び本年度の活動計画を作成することとなっております。先ほど、氏家農政委員長よりご報告がありましたとおり、令和元年度法令事務・促進事務に関する点検、及び当初計画に対する評価、令和2年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後、根室振興局を經由して、農林水産省経営局へ報告し、合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認されました。

日程 11、報告第 97 号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 報告第 97 号「農地委員会開催報告について」令和 2 年 4 月 24 日金曜日、3・4 号委員会室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 23 条の規定によりその結果を報告します。

審議内容、1、令和元年分中標津町賃借料情報の提供について。農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第 52 条で定められていることから令和元年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。令和元年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論としたところです。

以上、農地委員会の開催報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。
日程 12、議案第 204 号「賃借料情報の提供について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 204 号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。88 ページをご覧ください。標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第 52 条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。

中標津町賃借料情報

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結または公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における 10a 当りの賃借料水準は、以下のとおりとなっております。なお、農地委員長から報告がありましたとおり、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程13、報告第98号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第98号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。90ページをお開きください。
許可日、令和2年4月24日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,670㎡。3、許可期間は令和2年4月25日か永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程14、報告第99号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第99号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
92ページをお開きください。
許可日。令和2年4月24日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主 野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,957㎡の内5,500㎡、他3筆、合計19,969㎡。3、許可期間。令和2年4月26日から令和3年4月25日となっております。93ページをお開きください。
許可日。令和2年4月24日付。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町東〇〇条北〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字養老牛383番2、公簿、畑、現況、畑、面積72,557㎡の内86㎡、他1筆、合計16,211㎡。3、許可期間。令和2年4月26日から令和3年4月25日となっております。以上です。

議長 以上で報告を終わります。
日程15、報告第100号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 報告第100号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。95ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。
2、許可年月日、許可番号。令和元年5月17日付、中農委4第令元-2号。3、許可地の所在。中標津町字○○○○○○番地○○。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年5月17日から令和2年4月30日まで。6、事業完了年月日。令和元年11月30日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年4月27日に第2地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)(3)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第100号(2)(3)について説明いたします。96ページをお開きください。
(2) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○番地○、(株)○○○○○○○○○、代表取締役、○○ ○。
2、許可年月日、許可番号。令和元年7月25日付、中農委4第令元-6号。3、許可地の所在。中標津町字○○○○○番○。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年7月25日から令和2年7月24日まで。6、事業完了年月日。令和元年11月29日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年5月25日に第2地区推進班により、現地において計画どおり建設されていることを確認しております。97ページをお開きください。
(3) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町○○○○番地○○、(株)○○○○、代表取締役 ○○ ○○。
2、許可年月日、許可番号。令和元年7月25日付、中農委4第令元-7号。3、許可地の所在。中標津町○○○○番○、他3筆。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年7月25日から令和2年7月24日まで。6、事業

完了年月日。令和2年2月27日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年4月10日に第2地区推進班により、現地において計画どおり建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(4) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 報告第100号(4) について説明いたします。98ページをお開きください。
(4) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○○番地1、(株)○○○○○○○○○○、代表取締役 ○○ ○○。
2、許可年月日、許可番号。平成31年4月25日付、中農委4第平31-1号。
3、許可地の所在。中標津町字養老牛203番5。4、転用目的。農業用施設建設。
5、事業計画の期間。令和元年6月1日から令和2年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年3月13日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年5月7日に第5地区推進班により、現地において計画どおり建設されていることを確認しております。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
日程16、報告第101号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1) について地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 報告第101号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1) について説明いたします。100ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
野付郡別海町○○○○○○町○○番地、○○○○(株)、代表取締役 ○○ ○。
2、許可年月日、許可番号。平成31年4月25日付、中農委5第平31-1号。
3、許可地の所在。中標津町字○○○○○○番地○○、他1筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。平成31年5月7日から令和2年5月6日まで。6、事業完了年月日。令和2年4月1日。7、この完了検査につきましては、令和2年5月25日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第101号「(2) について説明いたします。101ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

野付郡別海町○○○○町○○○番地、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○。

2、許可年月日、許可番号。平成31年4月25日付、中農委5第平31-2号。

3、許可地の所在。中標津町字○○○○○番地○。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。平成31年4月26日から令和2年4月25日まで。6、事業完了年月日。令和2年4月17日。7、この完了検査につきましては、令和2年5月7日、第4地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第35回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月28日

会 長 _____

1 2 番 _____

1 4 番 _____